

令和5年4月吉日

新型コロナウイルス感染症に対する救済措置終了のお知らせ

日頃より玉川文化センターの活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。
政府の5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置づけを季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることの発表を受け、当センターが実施しておりました「新型コロナウイルス感染症に対する振り替えの救済措置」を5月8日で終了させていただきます。
今後はその他の欠席と同様の扱いになりますのでよろしく申し上げます。
また、現在そのほかの救済措置と致しまして休会費1200円を免除する措置を取っておりますが、そちらは2023年9月末日を持ちましてこちらの救済措置も終了となります。
以上よろしく申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染症救済措置終了内容

- ① 感染による欠席に対する振り替え終了（5月8日まで実施）
- ② 休会費免除の救済措置の終了（2023年9月末日）

以上

株式会社 玉川文化センター
06-6836-3281